

民間航空の安全を脅かす共謀罪法案に反対します

2017年4月20日

航空労組連絡会

政府は、「共謀罪」法案を今国会で成立させようとしている。

共謀罪法案はこれまで3回国会に提出されたが、いずれも「憲法で保障された内心の自由を脅かす」「一般市民が処罰の対象となる」と、世論の強い反対で廃案となっている。

今回、政府は、名称を「テロ等準備罪」と変更し、「合意だけでなく『準備行為』がなければ処罰しない、内心の処罰にはつながらない」と説明しているが、犯罪の合意を処罰するという本質は変わっていない。

政府は処罰の対象は「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」で「一般人は処罰の対象とならない」としているが、法務省の答弁では「一般の団体が犯罪を目的とする団体に一変した場合には、組織的犯罪集団に当たりうる」としている。また、対象犯罪は277に上り捜査機関の判断で監視の対象になり、一般の団体や労働組合が組織的犯罪集団とされる危険性が懸念される。

たとえば、団交要求や団交の事前打ち合わせで「今日は時間を気にせず徹底的に迫りましょう」と打合せし、団体交渉のレジュメなどを作成すれば、結果として団体交渉が時間通り終了したとしても、「威力業務妨害」や「監禁罪」の「組織的犯罪」を取り締まるという名目で、共謀罪が成立する危険性がある。警察が恣意的な捜査を行えば労働組合への弾圧につながり、労働条件低下や労働者の権利が脅かされ、モノ言えぬ職場につながり航空の安全にも影響を及ぼすと言わざるを得ない。

政府は、東京オリンピック・パラリンピック成功のためにテロ対策が不可欠で、国際組織犯罪防止条約の批准のためには共謀罪の新設が必要としているが、多くの弁護士や知識人などが指摘するように、この条約は、マフィアなどを対象としたものであり、日本政府も条約の起草過程では「テロリズムは本条約の対象とすべきではない」と主張していた。条約は「自国の国内法の基準原則に従って必要な措置をとる」と定めており、立法の根拠がないことは明らかである。

政府は2013年に特定秘密保護法を、2015年に安全保障法制（戦争法）を成立させた。2016年には通信傍受法（盗聴法）の対象を拡大した。今回の共謀罪が成立すれば監視・密告社会を強め、時の権力が恣意的に市民や労働組合を弾圧することは、歴史の事実から見ても明らかである。

私たち航空労組連絡会は、人権侵害をもたらす共謀罪は航空の安全を脅かすことにつながると考えている。共謀罪の成立阻止に向けて広範な国民とともに取り組む決意である。

以上